

厚生労働省障害保健福祉部 提出資料

厚生労働省における依存症関連対策

相談・指導

- ・精神保健福祉センター、保健所において相談・指導を実施
(精神保健福祉センター:69箇所、保健所:490箇所(平成27年4月現在設置数))

人材育成

- ・依存症回復施設職員研修事業(平成22年度～)
DARC(ダルク)、MAC(全国マック協議会)等の依存症回復施設職員に対して研修を実施
- ・精神保健福祉センター職員研修事業(平成27年度～)
精神保健福祉センターで依存症者等への支援を行う者に対し、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムについての研修を実施

地域体制整備

- ・依存症治療拠点機関設置運営事業(平成26年度～)
全国5か所に依存症治療拠点機関を設置し、専門的相談支援、精神科医療機関等への相談支援等を行うとともに、治療・回復プログラムの開発及び回復支援モデルの確立を図る
- ・依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業(平成27年度～)
精神保健福祉センターにおいて、依存症者に対する認知行動療法プログラムを実施するための経費を助成することにより、認知行動療法プログラムの全国的な普及を図る
- ・依存症家族対策支援事業(平成27年度～)
全国5か所の精神保健福祉センターにおいて、依存症家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを実施

調査・研究

- ・依存症(アルコール、薬物の他、ギャンブル、ネットを含む)に関する厚生労働科学研究事業

保健所

概要

設置主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市、特別区

法的根拠(精神保健福祉業務に関するもの)：地域保健法及び精神保健福祉法

財源：一般財源

精神保健に関する業務：

- ・地域精神保健福祉業務(精神保健及び精神障害者福祉の業務)の中心的な行政機関
- ・主に企画調整、普及啓発、研修、組織育成、相談、訪問指導、社会復帰及び自立と社会参加への支援、入院及び通院医療関係事務、市町村への協力及び連携など、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を実施。

設置数：490か所<平成27年4月1日現在>

人員配置：医師(精神科嘱託医を含む。)、精神保健福祉士、保健師、看護師、臨床心理技術者、作業療法士、医療社会事業員、精神保健福祉相談員、事務職等の必要な職員

相談や訪問支援の仕組み

相談

- ・本人・家族等に、面接・電話等により、保健師・精神保健福祉士等の専門職が相談を行う。
- ・医師による相談の時間も設けられていることが多い。
- ・相談内容：心の健康相談、診療を受けるにあたっての相談、社会復帰相談、アルコール、思春期、青年期、認知症等

訪問

- ・本人や家族に対して、保健師・精神保健福祉士等の専門職が、居宅を訪問して支援する。
- ・説明と同意の下に行うことが原則となっているが、危機介入的な訪問等が必要な場合にも行われる。
- ・相談内容：医療の継続、受診相談・勧奨、生活指導、社会復帰援助、ひきこもりの相談、家族がかかえる問題等

危機介入

- ・多くの都道府県において、措置通報の受理、措置診察・措置入院の調整や34条移送の審査・実務を担当している。

精神保健福祉センター

概要

設置主体:都道府県、指定都市

法的根拠:精神保健福祉法

財源:一般財源 + 補助金(特定相談等事業:平成27年度予算額90百万円、補助率1/3)

精神保健に関する業務:

- ・精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための総合技術センター
- ・主に企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、組織育成、精神医療審査会の事務、自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定業務などを行う。

設置数:69か所(都道府県:49、指定都市:20) 平成27年4月1日現在

人員配置:医師(精神科診療経験を有する者。)、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉相談員、事務職員等 (人員配置はあくまでも標準的な考え方)

相談や訪問支援の仕組み

相談

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。
- ・相談内容:(一般相談)心の健康相談、精神医療に関する相談、社会復帰相談など
(特定相談)アルコール、薬物、思春期、認知症に関する相談
- ・また、「心の健康づくり推進事業」による相談窓口を設置している。

訪問

- ・一部のセンターにおいては、訪問指導や保健所職員等に対する技術指導・援助としての同行訪問を行っている。

市町村

概要

設置主体:市町村

法的根拠(精神保健福祉業務に関するもの):精神保健福祉法、障害者総合支援法

財源:一般財源

精神保健に関する業務:

- ・平成18年自立支援法施行により、市町村が精神障害者に対する相談支援事業を行うこととなる。
- ・主に企画調整、普及啓発、相談指導、社会復帰及び自立と社会参加への支援(障害福祉サービス並びに地域相談支援を含めた相談支援提供体制の構築及び利用調整、精神障害者保健福祉手帳関係事務等)、入院及び自立支援医療費(精神通院医療)関係事務などを行う。

市町村数:1,718市町村 平成27年4月1日現在

(市:790 [うち、政令指定都市 20市、中核市:45市、特例市:39市]、町:745 村:183)

人員配置:特に規定はないが、相談支援従事者研修の受講者や、精神保健福祉相談員を配置することが望ましいとしている。

相談や訪問支援の仕組み

相談

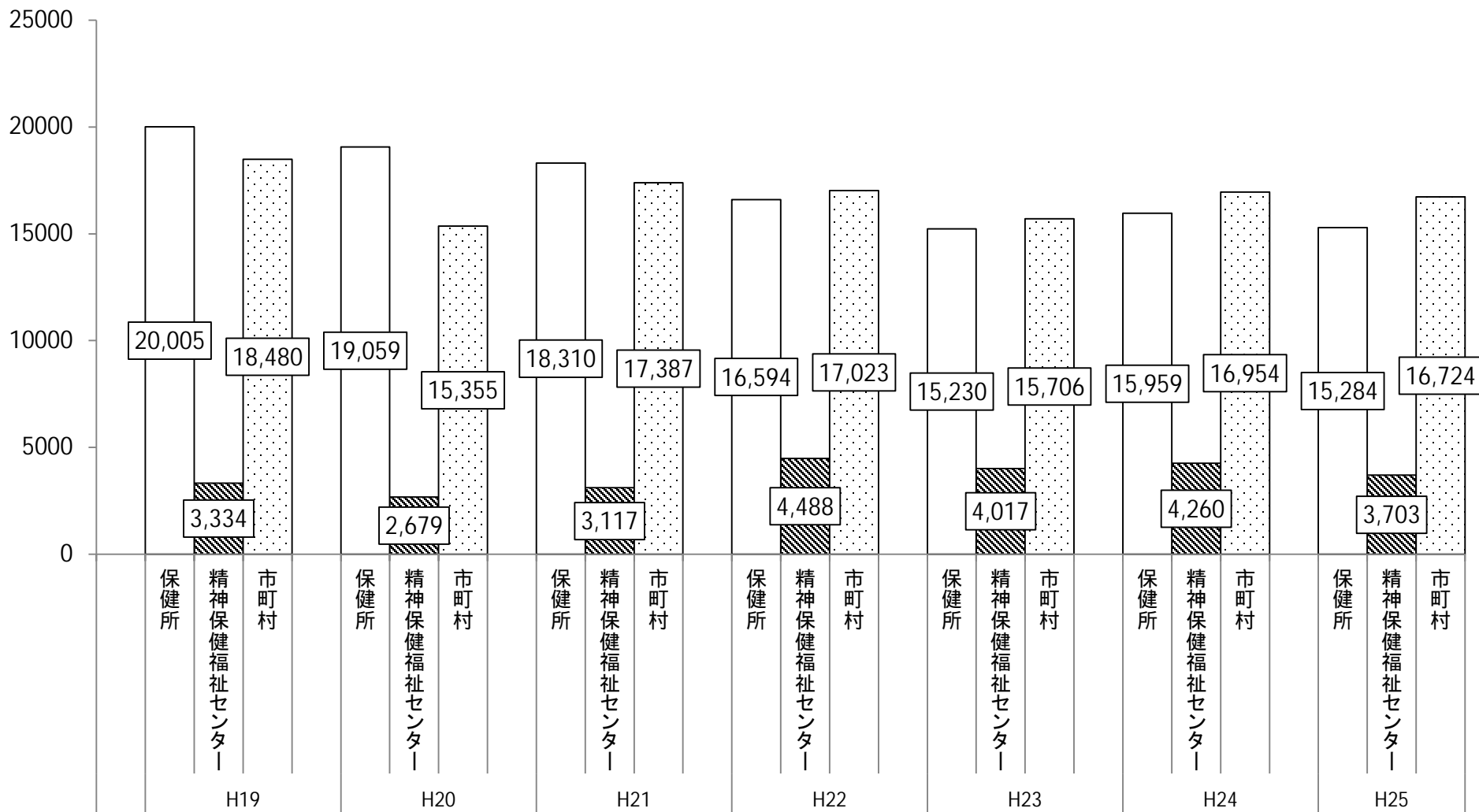
- ・精神保健福祉相談の実施については、保健所の協力と連携の下で地域の実情に応じた体制で業務を行う。
- ・相談内容:障害者総合支援法の障害福祉サービスの利用に関する相談を中心に、精神保健福祉に関する基本的な相談。

訪問

- ・特に法律等による規定はないが、行政サービスの一環として保健師等の訪問による精神保健福祉に関する指導・支援が行われている。

利用者の負担は無料である。

アルコール相談件数



【出典】 保健所：地域保健・健康増進事業報告
 市町村：地域保健・健康増進事業報告より作成
 精神保健福祉センター：衛生行政報告例